

当院の施設基準

(1) 基本診療料の施設基準

明細書発行体制等加算

当院では領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。診療情報は、患者様にとって大切な個人情報ですので、取り扱いにはご注意くださいようお願いいたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

医療情報取得加算

当院では、オンライン資格確認システムを利用して、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報を取得・活用し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっています。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（薬の「商品名」ではなく、「有効成分」記載した処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

時間外加算

当院は、平日の午前診 9:00～12:00、午後診 14:30～16:30、土曜日の午前診 9:00～12:00 を診療受付時間と定めています。

厚生労働省の規定により、標榜している診療受付時間外に受診された場合は、時間外加算（時間外・深夜・休日加算）が適用されますのでご了承ください。

（２）特掲診療料の施設基準

ロービジョン検査判断料 250 点

厚生労働省主催の「障害者用補装具適合判断医師研修会」を修了して常勤医師が検査を行い、その結果に応じた指導管理を行っております。

診療医師名 福家梨恵

コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

初診料 291点 再診料 75点 コンタクトレンズ検査料(1) 200点

※コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

診療医師名：福家梨恵（10年以上の眼科診療経験を有しております）

保険指定等について

- ・ 保険医療機関
- ・ 難病指定医療機関・難病指定医師配置医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 原子爆弾被爆者一般疾病取扱医療機関